

令和4年6月から 児童手当の制度が一部変更されます

現況届が原則不要になります

令和4年度から、大口町が毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等により確認するため、原則として現況届の提出は不要です。ただし、次に該当する方は現況届の提出が必要です。

▽離婚協議中で配偶者と別居している受給者

▽支給要件児童の住民票が大口町にない受給者など

所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、10月支給分（6月から9月分）から、児童を養育している方の所得が、下記の表に該当する場合、児童手当等は支給されません。

問合せ先

福祉ことも課 ☎94-12222

	A：所得制限限度額		B：所得上限限度額	
	これ以上だと、児童一人につき、月5,000円支給（従来通り）		これ以上だと、支給されません	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安 [*]	所得額	収入額の目安 [*]
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※「収入額目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額により決定します。

※児童手当等が支給されなくなったあとに、所得額が「B：所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となります。

就職フェアIN犬山 「合同企業説明会」参加企業募集

企業と地元就職を望む求職者（大学生などを含む）のマッチングの場を提供し、求職者の就職機会の拡大と区域内の企業の人材確保を支援することを目的として、大口町、犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町が合同で開催する就職フェアIN犬山「合同企業説明会」の参加企業を募集します。

日時 9月14日（水）午前10時から午後1時

場所 犬山市民交流センターフロイデ 4階フロイ

デホール（予定）

募集企業数 5社（大口町内に営業拠点があり、ハ

ローワーク犬山に開催日時時点で有効な一般求人の

申込みができる事業者）

※応募企業多数の場合は、抽選により決定します。

来場予定者 一般求職者（令和5年春に卒業予定の

大学・短大などの学生含む）

実施方法 各企業ブースにて事業内容・求人内容に

ついて説明

参加費

▽大口町商工会の会員企業は無料

▽非会員企業 3,000円

申込み期限 6月17日（金）まで

申込みおよび問合せ先

大口町商工会 ☎95-2557